明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一六）　二
○平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（一七）　三
○文化財保護法施行令等の一部を改正する政令（一八）　四
○電波法施行令の一部を改正する政令（一九）　四
〔省　令〕
○学校教育法施行規則の一部を改正する省令（文部科学二）　四
○健康保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七）　五
○ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業八）　五
〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務一四）　六
○千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約へのニュージーランドの加入に関する件（外務二四）　六
○特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約へのニュージーランドの加入に関する件（同二五）　七
○健康保険法施行規則附則第一条の七の規定により読み替えられた同令第百三十五条の二の二第二項第一号及び第百三十五条の七第一号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める額（厚生労働一四）　七
○健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件（同一五）　七
○健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降経過措置基準率（同一六）　七
○健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率（同一七）　七
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第四項第一号ロ(1)及び(2)の規定に基づき平成二十七年度、平成二十八年度及び平成二十九年度の全ての都道府県に係る年齢階層に属する被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数として厚生労働大臣が定める額及び数を定める件（同一八）　八
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第五項第二号の規定に基づき平成三十一年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件（同一九）　八
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十条第三項第二号の規定に基づき平成三十一年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件（同二〇）　八
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十一条第三項第二号の規定に基づき平成三十一年度における全ての都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件（同二一）　八
○保安林の指定をする件（農林水産一六九～一七六）　八
○保安林の指定を解除する件（同一七七、一七八）　一〇
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（国土交通一〇八）　一二
○負担能力に関する基準の一部を改正する件（環境九）　一二
〔国会事項〕　一二
〔人事異動〕
内閣　内閣府　法務省　最高裁判所　一三
〔皇室事項〕　一三
〔公　告〕
諸事項　一三
官庁
税理士懲戒処分関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一四
会社その他　三〇

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。